

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための 沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可基準の緩和について

1. 経緯

令和2年6月5日付、国土交通省道路局より、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和する旨の通知があり、地方公共団体に対しても同様に取り組むよう要請があった。

品川区においてもこれを受け、標記道路占用許可基準を制定のうえ、品川区道において、これに基づいた同様の緩和措置を行うこととした。



(イメージ)

2. 概要

(1) 占用主体

地方公共団体（実施主体となる関連課等）または関係団体（地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体等）による一括占用

(2) 占用の場所

道路の構造または交通に著しい支障を及ぼさない場所（原則、交通量が多い場所は3.5m以上、その他の場所は、2.0m以上の歩行空間の確保が必要）

(3) 要件

- ① 新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること。
- ② 「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること。
- ③ テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること。
- ④ 地方公共団体および地域住民・団体等が一体となって取り組むもの。
- ⑤ 占用物件の構造が、道路の構造に支障を及ぼすもの等でないこと。
- ⑥ 施設付近の清掃等に協力すること。
- ⑦ 実施計画書を作成・提出すること。

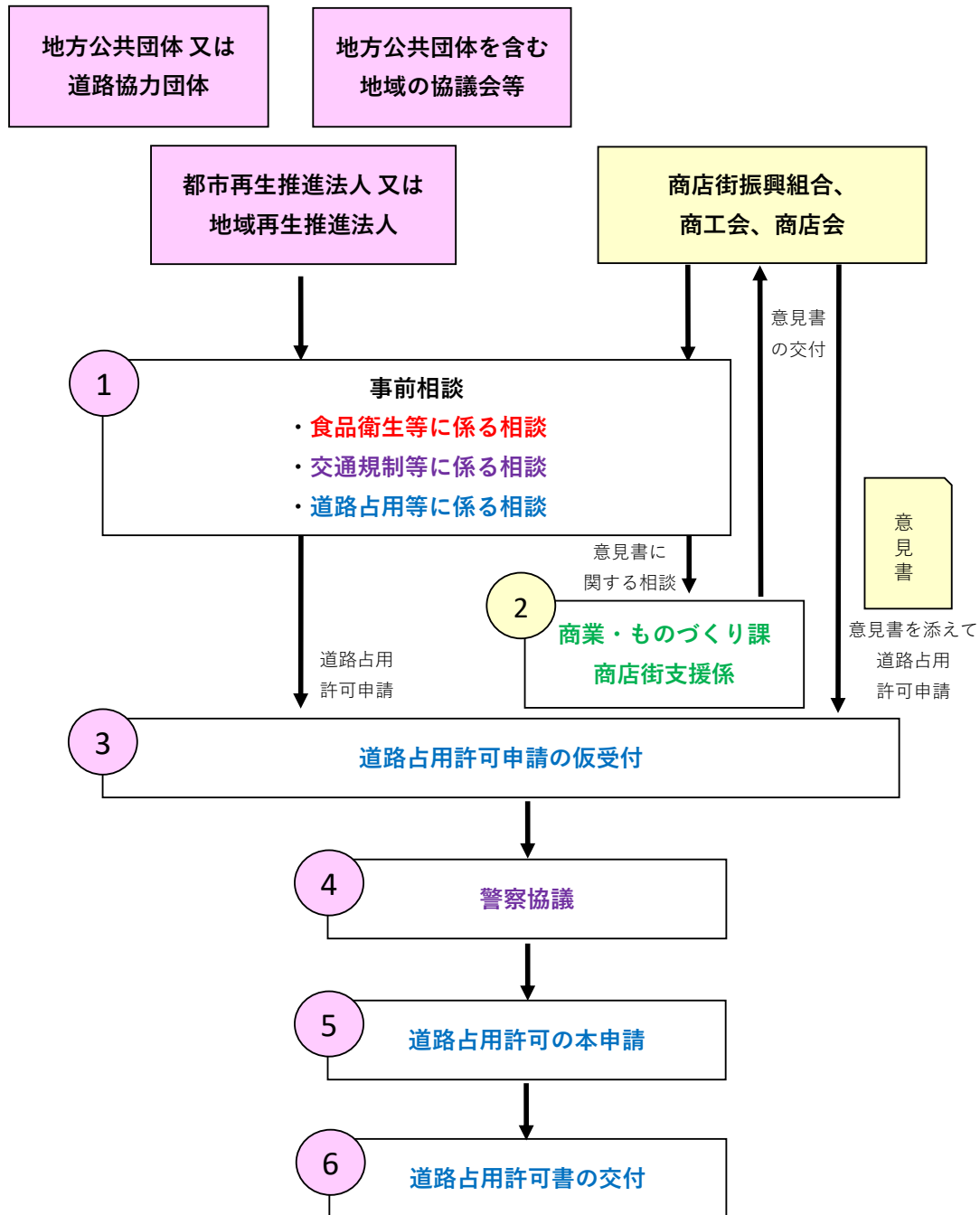
(4) 占用料 免除

(5) 占用期間 令和2年11月30日までの間で必要最低限の期間

3. 運用開始日および実績等

- ・開始日：令和2年7月10日
- ・電話等による問合せ：6件（令和2年8月14日現在）
- ・許可実績：0件（ ）

【新型コロナウイルス感染症対策】沿道飲食店等の路上利用に伴う緊急措置 手続きフローチャート



〔道路占用許可取得後〕 営業主から保健所に「営業許可の変更届」「屋外客席用の営業設備の概要」「屋外客席設置届」を届出

